

## 第12節 災害時要援護者対策計画

### 第1項 計画の主旨

近年では、大規模災害時における情報の入手や自力での避難が困難な高齢者、障がい者等の災害時要援護者対策の推進が迫られている。災害時要援護者の被害を最小限にとどめるため、市は、国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会）、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）を基に全体計画を策定する。さらに、個人情報に配慮しつつ災害時要援護者の情報を市内で共有・把握するとともに、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制整備に努める。

### 第2項 災害時要援護者の定義の沿革と本市における定義付け

国において、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者（「要配慮者」）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（自ら避難することが困難な人）を「避難行動要支援者」とすることとされた。

また、「避難行動要支援者」に関しては、名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を地方自治体に義務付けることなどが規定されるなか、“既に災害時要援護者名簿を作成済みの地方自治体においては、その名簿を目的の範囲内で活用することも可能”とされることから、本市においては、「避難行動要支援者名簿」に替えて、「災害時要援護者名簿」、並びに「災害時要援護者」の名称を継続する。

### 第3項 市が実施する対策

市は、水防法に基づく対策のほか、関連部門が把握している災害時要援護者に関する情報を、災害時に活用することを目指すとともに、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。

#### 1 災害時要援護者における対策（危機管理部、健康福祉部、消防本部）

市は、基本法及び鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱の規定に基づき、各号に掲げる対策に努める。

##### (1) 高齢者や障がい者等の状況把握

市は、鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱（平成21年1月6日告示第5号）第1条の規定に基づき、一人暮らしの高齢者又は障がい者等が、災害時等における地域での支援を受けるための仕組みを整備することに努める。

##### (2) 災害時要援護者名簿作成

市は、基本法第49条の10及び鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱第5条の規定に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、災害時要

## 第2章 災害予防・減災対策計画

援護者台帳を整備し、本要綱上の台帳を名簿とする。

### ア 災害時要援護者名簿に記載する者の範囲

災害時要援護者名簿に記載する者は、次に掲げる者のうち災害時要援護者名簿への記載について本人又は代理人から申し出のあり、かつ支援組織への情報提供に同意した者とする。(鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱に基づく)

- (ア) 65歳以上の者でひとり暮らしの者
- (イ) 75歳以上の者のみの世帯の世帯員
- (ウ) 65歳以上の者のみの世帯で、介護度3以上の者がいる世帯員
- (エ) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた者でひとり暮らしの者
- (オ) 療育手帳の交付を受けた者でひとり暮らしの者
- (カ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でひとり暮らしの者
- (キ) 介護度「要支援」以上の者でひとり暮らしの者
- (ク) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者

### イ 災害時要援護者名簿情報を提供する支援組織関係者の範囲

災害時要援護者名簿情報は、消防機関、県警察、市社会福祉協議会、地域包括支援センター及び民生委員・児童委員や、情報漏えいの防止のために必要な措置が図られた自治会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる支援組織へ提供する。

### ウ 災害時要援護者名簿作成に必要な個人情報

災害時要援護者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

### エ 災害時要援護者名簿の更新に関する事項

市は、定期的に災害時要援護者名簿の更新を行うとともに、所在マップとして地図情報を備える。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。

### オ 災害時要援護者名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で災害時要援護者名簿のうち、平常時において情報開示に同意を得た者の部分について、消防機関、県警察、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員や情報漏えいの防止のために必要な措置が図られた自治会、自主防災組織等へ提供する。

カ 災害時要援護者名簿情報の適切な管理

市は、支援組織において、災害時要援護者情報の適正な管理が図られるよう情報漏えい防止のために適切な措置を講ずるよう努める。

なお、基本法第49条の11の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

キ 支援組織関係者の安全確保

市は、避難支援等の実施に携わる自主防災組織等の支援者の安全確保の措置を講じる。

(3) 個別計画の作成

市は、高齢者や障がい者などの災害時要援護者の逃げ遅れを防ぐため、避難先や移動手段、必要な持ち出し品、支援者名などを記載し、一人ひとり避難方法を事前に取り決めておく個別計画の策定に努める。

(4) 緊急警報システム等の整備

市は、災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急警報システム（FAXによる緊急警報システム等）の充実に努めるとともに、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に避難が行えるよう、地域ぐるみの避難誘導システムの確立に努める。

(5) 社会福祉施設対策

市は、社会福祉施設の管理者に対して、危険箇所及び危険区域、避難場所、避難情報の発令基準等の提供に努める。

(6) 避難対策及び生活支援

市は、避難所において、災害時要援護者が安心して生活ができるよう、支援体制の整備に努める。

ア 避難計画や避難所運営マニュアルの策定

イ 避難所の指定

ウ 福祉避難所としての、社会福祉施設等との協定締結

(7) 応援協力体制の整備

市は、災害時の災害時要援護者に対する救援活動等を円滑に実施するため、平常時から医療機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉施設、居宅介護支援事業所、近隣住民やボランティア組織、三重県災害派遣福祉チーム（DWA T）、国及び他の地方公共団体、企業等との応援協力体制の確立に努める。

(8) 防災教育・防災訓練の実施

市は、社会福祉施設、障がい者団体、近隣住民等の協力を得て災害時要援護者が

## 第2章 災害予防・減災対策計画

自らの災害対応能力を高めるために、災害時要援護者の特性に合わせた防災教育や防災訓練の充実を図る。

### 2 妊産婦、乳幼児、外国人等に対する防災対策（危機管理部、地域振興部、子ども政策部、健康福祉部、消防本部）

市及び防災関係機関等は、妊産婦、乳幼児、傷病者や言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人のほか本市への旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 地域全体で収容避難所等でのこれらの者への支援システムや救助体制の整備に努める。
- (2) 妊産婦や乳幼児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるよう、専用の避難スペースの確保に努めるとともに、妊産婦及び新生児は、保健上配慮を要するため、医療機関等と連携し、適切な対応に努める。
- (3) 保育所及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）施設・設備の被害を予防し、児童の安全を確保する。また、災害発生時に適切な行動がとれるよう、避難訓練等を定期的を実施する。
- (4) 避難場所等の誘導標識等を簡明かつ効果的なものとし、多言語化の対応を推進する。
- (5) 日本語の理解が十分でなかったり、日本の生活習慣に慣れていないため災害時の行動に不安のある外国人が存在することから、外国人を対象とした防災教育や防災訓練の実施、普及に努める。
- (6) 市は、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について、あらかじめ関係事業者（企業等）と協議する。

### 3 水防法（昭和24年法律第193号）及び土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）に基づく対策（危機管理部、健康福祉部、子ども政策部、消防本部）

浸水想定区域内における対策

#### (1) 洪水予報等の伝達方法

鈴鹿川の浸水想定区域における洪水予報及び中ノ川、堀切川、棕川、安楽川の浸水想定区域における避難判断水位（特別警戒水位）到達情報（中ノ川、堀切川、棕川、安楽川）の伝達方法は、鈴鹿市水防計画第3章第1節水防体制による。

#### (2) 避難確保事項

洪水時の避難計画については、第3章第10節避難計画による。

#### (3) 高齢者等利用施設

水防法及び土砂災害防止法に基づく浸水想定区域等において、高齢者等特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、資料編2-11 水防法に基づく避難確保計画策定対象施設及び資料編2-12 土砂災害防止法に基づく避難確保

計画策定対象施設とする。

なお、当該施設の利用者への洪水予報等の伝達方法は、(1)に準ずる。

#### 第4項 社会福祉施設等が実施する対策

##### (1) 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常召集体制等の確立に努める。

また、市、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入居者及び利用者（以下「入居者等」という。）の実態に応じた体制づくりに努める。

##### (2) 施設の防災対策

施設等管理者は、施設全体の防災対策の強化を図るよう努める。

##### (3) 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、緊急連絡体制を整備する。

##### (4) 防災教育・防災訓練の実施

施設等管理者は、社会福祉施設の入居者等の災害対応能力を高めるために、個々の特性に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

##### (5) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、3日間程度の間に必要な食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

##### (6) 福祉避難所としての役割

市との間で福祉避難所としての協定に対応するよう努める。

#### 第5項 市民や地域が実施する対策

##### 1 平常時からの準備

(1) 災害時における災害時要援護者の避難誘導及び安否確認については、近隣住民等地域支援者の協力が不可欠となることから、平常時から災害時要援護者の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。

(2) 大規模災害発生時に、地域で円滑な避難所運営を図るため、平常時から災害時要援護者が参加した避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。

(3) 地域特性に応じた避難所運営マニュアルを策定し、避難所生活を円滑にするための基本的かつ必要最小限度の内容を、地域で取り決める。

(4) 災害時要援護者及びその家族は、平常時から地域活動（防災訓練など）に積極的に参加し、災害時に手助けが必要な状況を理解してもらえるよう、地域住民等との関係構築、交流に努める。

- (5) 災害時要援護者は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等地域支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ災害時要援護者台帳登録を行う。
- (6) 災害時要援護者やその家族は、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所等の位置を確認し、避難経路をあらかじめ把握する。
- (7) 災害は、家族全員が揃っているときに起こるとは限らないため、災害時要援護者については、あらかじめ、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。
- (8) 平常時から、各自で最低3日分の食料品と水を用意する。
- (9) 各自でマスクや消毒液等、感染症予防用品を用意する。

## 2 災害発生時の対応

- (1) 地域において、高齢者、障がい者等の災害時要援護者がいることを理解し、状況に応じて声をかけて、一緒に避難する。
- (2) 避難場所等における災害時要援護者への対応については、地域支援者や地域担当スタッフを決めて必要な支援に取り組むことに努める。
- (3) 収容避難所において、段差の少ない場所やトイレに近い場所に、高齢者や障がい者を配置したり、集団で過ごすことが苦手な人や妊産婦等のためのスペースを確保するなど災害時要援護者の特性に応じた対応を行う。
- (4) 内臓機能、聴覚、音声・言語機能に疾患のある人など外見からは障がいのあることがわからない場合があるため、その対応に留意する。
- (5) 視覚障害者や聴覚障害者への配慮として、情報提供時に、読んで知らせる、放送で知らせる、掲示して知らせるなどを心がける。
- (6) 食料や生活物資の配布において、災害時要援護者に配慮して配布する。また、避難していない災害時要援護者がいるときは、自宅に取り残されていないか等協力して安否の確認を行う。

### 第13節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化計画

#### 第1項 計画の主旨

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自助・共助の精神のもと、活動を行う消防団と自主防災組織の存在は、人的、物的被害を軽減するうえで、非常に重要である。特に発災直後の行政の防災活動が十分に機能しない状況下での救出、初期消火活動や応急手当て等の災害対応は、消防団や自主防災組織に負うところが大きい。

また、平常時には、地域で防災知識の啓発活動を行うための組織としての役割も大きい。このため、市は自主防災組織の組織化や消防団及び自主防災組織の育成指導に努めるとともに、防災資機材等の整備を図る。

#### 第2項 市が実施する対策

##### 1 自主防災組織の結成促進（危機管理部、消防本部）

自主防災組織の未結成地域に対し、自主防災組織の立ち上げを推進するよう働きかける。

また、自主防災組織は、自治会を母体として組織化を行うが、その際、自治会の規模、防火水槽又は自然水利等の状況、その他地域の実情を考慮して結成単位を指導する。

##### (1) 組織の編成

自主防災組織は、災害予防活動や災害応急活動を迅速かつ効率的に行うため、原則として30名から40名程度の隊員とし、情報班、救出救護班、消火班等を編成するよう指導する。また、その際、女性の参画に努めるよう働きかける。

##### (2) 活動内容

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 情報の収集、伝達
- エ 出火防止の徹底と初期消火活動
- オ 救出、救護の活動
- カ 自主避難及び誘導活動
- キ 防災資機材等の備蓄管理
- ク 災害時要援護者への配慮や避難対策
- ケ 避難所の運営

##### 2 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進（危機管理部、消防本部）

地域の自主防災体制を強化するため、必要な助成等を講じることにより自主防災組織の育成を推進する。

(1) 自主防災組織への財政支援等

自主防災組織の活動に必要な防災資機材の整備や、隊員の防災士制度等の資格取得について、県とともに助成を行い積極的な支援に努める。

また、自主防災組織の活動に積極的に協力するとともに、県が実施する自主防災組織のリーダー研修等を利用して組織の中核となるリーダーを育成する。

(2) 自主防災組織の活動計画への支援

自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画の作成を支援する。

(3) 自主防災組織への協力・参画の促進

自主防災組織と連携し、地域住民に対して自主防災組織への参画、活動への協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

資料編13-2 自主防災組織

3 消防団活動の活性化（消防本部）

地域住民の消防団活動への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、市消防への協力や消防訓練、地域行事等への参加を通じて消防団が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、消防団に必要な消防施設等の整備を図り、組織の活性化に向けた支援を行う。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

(1) 消防団による地域防災力の向上

地域防災力の向上を図るため、消防訓練において消防団が自主防災組織を指導し、地域の自主防災体制の強化を図るとともに、災害時に、消防団と自主防災組織が緊密に連携できる地盤を築く。

(2) 団員の確保

平常時の自主防災組織に対する消防訓練の指導や、災害時の対応を行う人員を確保するため、自治会等の協力を得ながら、団員数の確保・維持に努める。

(3) 団員の知識及び技術の向上

消防団の災害対応能力を向上するため、研修及び訓練を実施し、消防団の充実強化を図る。

(4) 消防施設、消防車両及び資機材等の整備

地域防災力の要となる消防団の充実強化に必要な消防施設、消防車両及び資機材等の整備を図る。

4 事業所等の自衛消防組織の育成（消防本部）

消防本部は、事業所の自衛消防組織等の設置について推進する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 自主防災組織や消防団の活動への参画

## 第2章 災害予防・減災対策計画

---

市民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団へ加入することや両組織が実施する訓練、研修に積極的に参画するよう努める。

また、市職員は、業務に支障のない範囲で、これらの地域活動に積極的に参加する。

## 第14節 公共施設・ライフライン施設の安全対策計画

### 第1項 計画の主旨

災害発生時における道路、河川、海岸、漁港、鉄道、電気、上下水道等の公共施設・ライフライン施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、これら公共施設等の管理者は、代替性、多重化の確保等災害に強い施設整備を推進する。

### 第2項 市が実施する対策

#### 1 災害対策支部の代替施設の検討（危機管理部）

浸水リスクが高い河川浸水想定区域にある災害対策支部について災害時の代替施設の運用を検討する。

#### 2 道路施設（土木部）

道路施設は、災害直後は避難者の避難路や消防活動、救助活動の救援路として、応急復旧活動期には救助物資や復旧資材の輸送路として重要である。

また、火災発生時には、広幅員道路は延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、道路整備計画の中でその安全性の向上を図る。

さらに、落石等の危険箇所の把握に努め、これらの箇所については、危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから災害防除事業に努めるほか、道路パトロール、維持修繕等により構造を強化し、交通の円滑化を図る。

##### （1）都市計画街路の整備

都市計画街路の整備に当たっては、防災の観点から以下の路線については、整備に努める。

- ア 広域避難場所や主要な都市施設に連絡する道路
- イ 災害応急対策活動の拠点となる施設周辺の道路
- ウ 火災の延焼遮断効果が期待できる道路

##### （2）災害ネットワーク道路の整備

県・緊急輸送道路と市の主要な防災拠点施設をむすぶ避難、緊急輸送上重要な災害ネットワーク道路の整備に努める。

### 資料編9-5 災害ネットワーク道路等 路線一覧

#### 3 河川施設（土木部）

（1）本市の河川は、1級河川を始めとし、2級河川、準用河川、末端水路まで至るが、堤防損壊に起因する浸水を未然に防止するため、改修効果の大きい箇所又は緊急度の高い箇所から改修に努める。

（2）災害に起因する堤防及び水門の損壊等による浸水被害を回避するため、堤防、水門等の構造強化を図る。

- (3) 河川水を緊急時の消火・生活用水として確保するため水へのアクセスを確保する河川整備を図る。

#### 4 海岸の対策（土木部，産業振興部）

市内海岸の主要部は、昭和34年の伊勢湾台風に伴う伊勢湾等高潮対策事業として整備されたが、年月の経過により、地盤沈下、海浜の侵食等により機能低下が生じているため、これらの施設管理者に要望し整備促進を図る。

#### 5 水道・下水道施設

##### (1) 上水道施設（上下水道局）

災害による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の構造強化、応急給水・応急復旧体制を図り、非常時の協力体制、防災用資機材の整備、管理図書の整備等に努める。

##### (2) 下水道施設等（土木部，上下水道局）

下水道施設等の機能を最小限維持するとともに、施設の被害を抑え、早期の機能回復を図るため、管理図書の整備、下水の応急処理、非常時の協力体制等の整備に努める。

#### 6 廃棄物処理施設（環境部）

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、民間企業も含めた応援体制の整備を推進する。また、災害により発生した廃棄物等は一時的に集約しておくための仮置場の候補地を「鈴鹿市災害廃棄物処理計画」にて選定しておく。

#### 7 災害応急対策に必要な資機材の確保（各担当部）

応急対策の諸活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、緊急用機材を備蓄しておく。また、市内の関係業者の保有量の把握、他市との応援連絡体制の確立に努める。

#### 8 ライフライン企業等への災害復旧活動用地の提供（危機管理部）

災害によって被災したガス、電力施設、通信施設等の早期復旧を図るため、ライフライン企業等の災害復旧活動用地の確保に努める。

#### 9 災害からライフラインを守る事前伐採事業（産業振興部）

県や県内一般送配電事業者と協力し、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な侵入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、県内一般送配電事業者と連携体制について協議しておく。

#### 資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定）

### 第3項 企業が実施する対策

#### 1 ライフライン施設の対策

##### (1) ガス（ガス事業者）

ガス事業者は、災害発生時における災害防止のため、緊急措置体制の整備を図る。

(2) 電力施設（電力事業者）

ア 電力供給設備の耐震性確保

電力供給機関は、災害時における電力供給を確保するため、電力施設等の構造強化、緊急措置体制の整備を図るとともに、二次災害の防止に努める。

イ 市との事前連携に関する確認

風水害等による大規模停電が発生した際の市との連絡窓口を毎年確認し、被災後の状況や復旧見込み等について、速やかに情報共有を図れる体制を整備する。

ウ 長期停電対策

県や市と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な侵入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、県内一般送配電事業者と連携体制について協議しておく。

(3) 電話等通信施設（通信事業者、放送事業者）

通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設の耐水・耐風等の予防対策を講じるとともに、伝送路、回線確保のための非常措置計画を整備する。

また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

(4) 共通事項

ライフライン施設の管理者は、災害復旧に係る道路占用工事について、事態の緊急性を鑑み、手続きを簡略化する等、事前に道路管理者と協議するよう努める。

**2 鉄道機関の対策**

鉄道事業者は、列車運転の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持改良に努めるとともに、災害に対処するため、情報連絡設備、復旧体制の整備を図る。

**3 バス機関等の対策**

一般乗合旅客自動車運送事業者は、災害に対処するため、災害要請に基づく派遣体制並びに乗務員の確保、保安施設、情報連絡施設の整備強化等の整備を図る。